

ニホンジカの保護管理の現状

1. ニホンジカの分布域の変動

- 全国的な分布調査は 1978 年、2003 年に実施されている。また、2002 年度から運用されている捕獲報告様式による捕獲位置報告により、分布域が推定されている。これらによると、ニホンジカの分布は依然として拡大傾向にあり、限られた都市部、豪雪地域を除き、さらなる拡大の可能性が示されている。

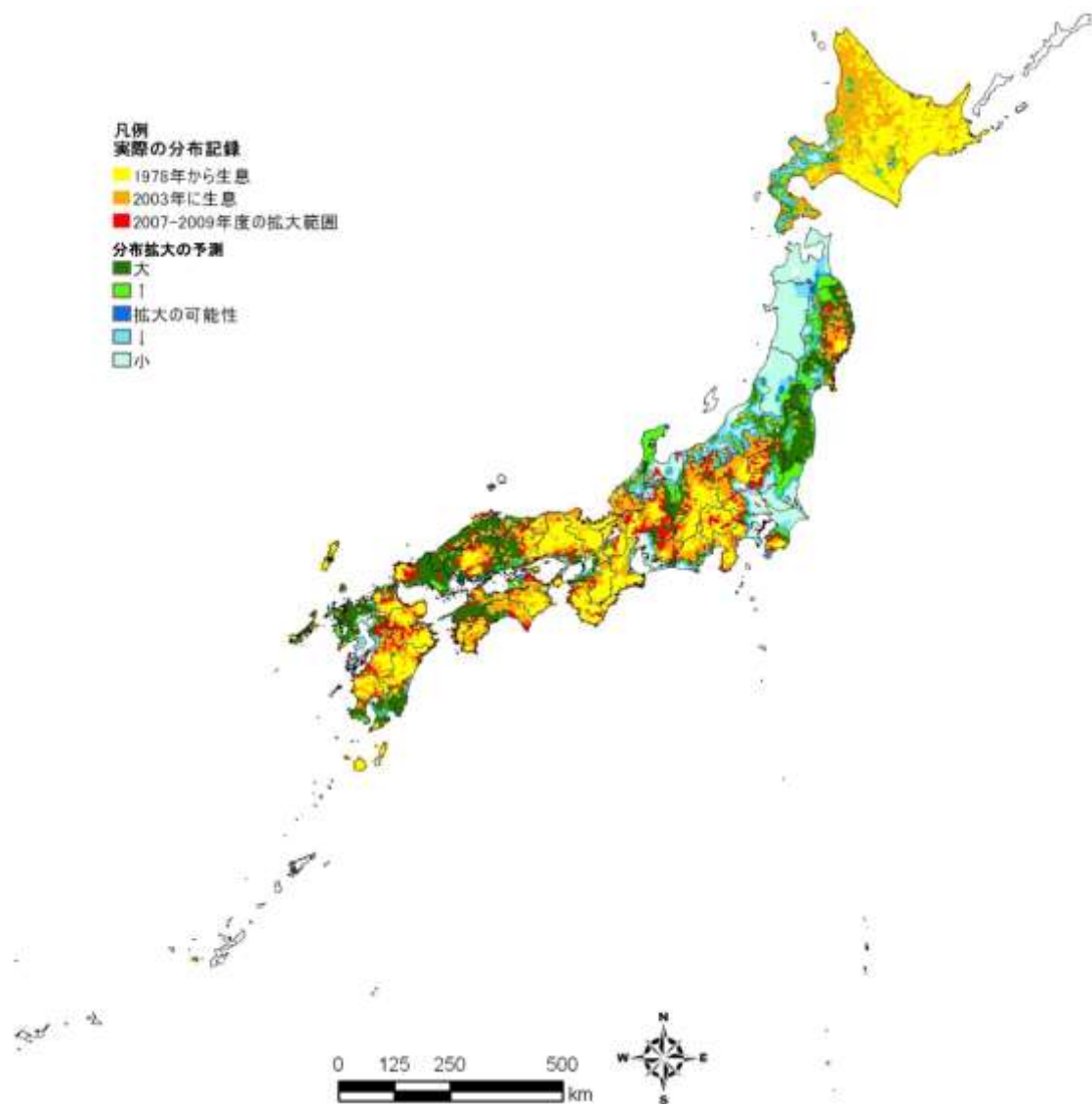


図 1 ニホンジカの分布域の変遷

(環境省 生物多様性総合評価検討委員会, 2010)¹

¹環境省 生物多様性総合評価検討委員会. 2010. 生物多様性総合評価報告書. 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室.

2. ニホンジカによる生態系への影響

- ニホンジカの分布拡大、増加に伴い、国立公園等の生物多様性保全上重要な地域で生態系への影響が深刻化している（表1）。

表1 国立公園におけるニホンジカによる生態系への影響

国立公園名	シカの分布状況 (注1)	シカの影響の有無			影響の種類					
		農林業被害	生態系影響	特に影響なし	下層植生の減少・消失	特定の群落や種の減少・消失	不嗜好植物の増加	樹皮剥ぎによる林木の枯死・草原化	表土流出・斜面崩壊	湿原の攪乱
利尻礼文サロベツ	A		○		○	○		○		○
知床	A		○		○	○	○	○		○
阿寒	A	○	○				○	○		
釧路湿原	A	○	○		○			○		○
大雪山	A		○		○	○		○		
支笏洞爺	A		○		○	○		○	○	
十和田八幡平	B			○						
陸中海岸	A	○	○		○	○		○	○	
磐梯朝日	D			○						
日光	A	○	○		○	○	○	○	○	
尾瀬	A		○		○	○		○		○
上信越高原	A	○			○	○		○		○
秩父多摩甲斐	A	○	○		○	○	○	○		
富士箱根伊豆	A	○	○		○	○	○	○	○	
中部山岳	A		○					○		
白山	C			○						
南アルプス	A		○		○	○	○		○	
伊勢志摩	A	○	○		○	○				
吉野熊野	A	○	○		○	○	○	○	○	
山陰海岸	A			○						
瀬戸内海	A		○		○	○	○	○	○	○
大山隠岐	B	○						○		
足摺宇和海	A		○		○	○		○		
西海	A	○	○		○	○	○	○	○	
雲仙天草	C			○						
阿蘇くじゅう	A	○			○			○	○	
霧島屋久	A	○	○		○	○	○	○	○	○

(注1) A:分布, B:希に出現, C:生息無し, D:生息の有無不明
網掛けした地域は、シカが生息しない地域。

(注2)霧島屋久国立公園は平成24年3月に霧島錦江湾国立公園及び屋久島国立公園に分割されているが、分析に使用したデータが分割前のものであったため、霧島屋久国立公園として記載している。

(注3)小笠原国立公園及び西表石垣国立公園はシカが本来生息せず、影響がないため、対象外としている。

平成23年度国立公園等ニホンジカ生息状況調査業務報告書(環境省自然環境局)より改

3. ニホンジカによる農林業被害の動向

- 農業被害金額のうち、全体の3割がシカによるものである（図2）。
- 農業被害は、1999年度から2005年度までは減少傾向にあったものの2006年度以降は再び増加の傾向を示した（図3および4）。
- ニホンジカによる林業被害は、野生鳥獣による森林被害の6割以上を占める（図5）。
- 林業被害は、1999年度から2005年度までは減少傾向にあったものの2006年度以降は再び増加の傾向を示した（図6）。

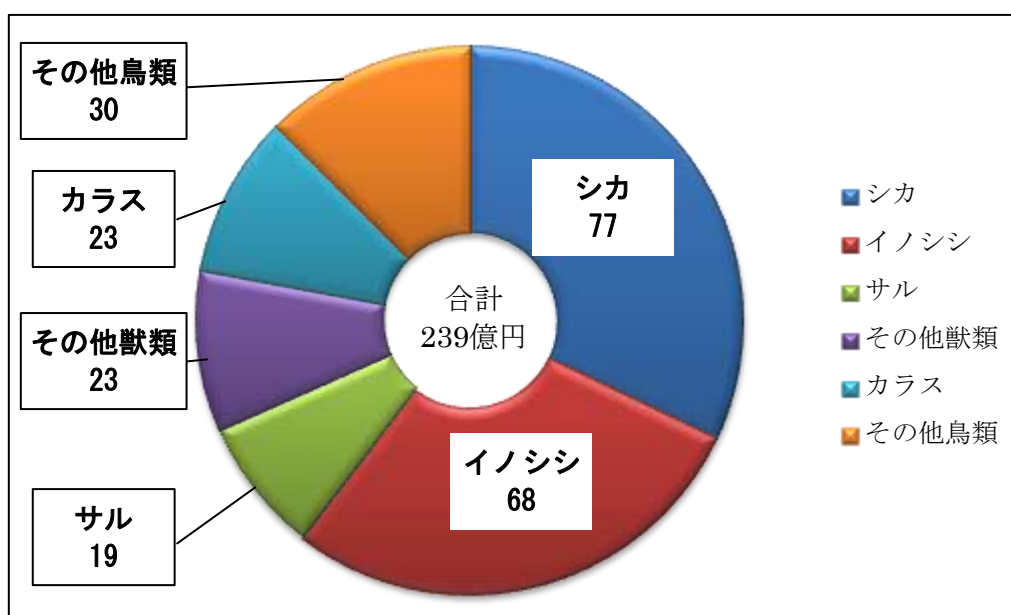


図2 平成22年度 野生鳥獣による農作物被害金額割合

注1：都道府県からの報告による。

注2：ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

農水省 HP データより作成²

² http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h_zyokyo2/h22/index.html

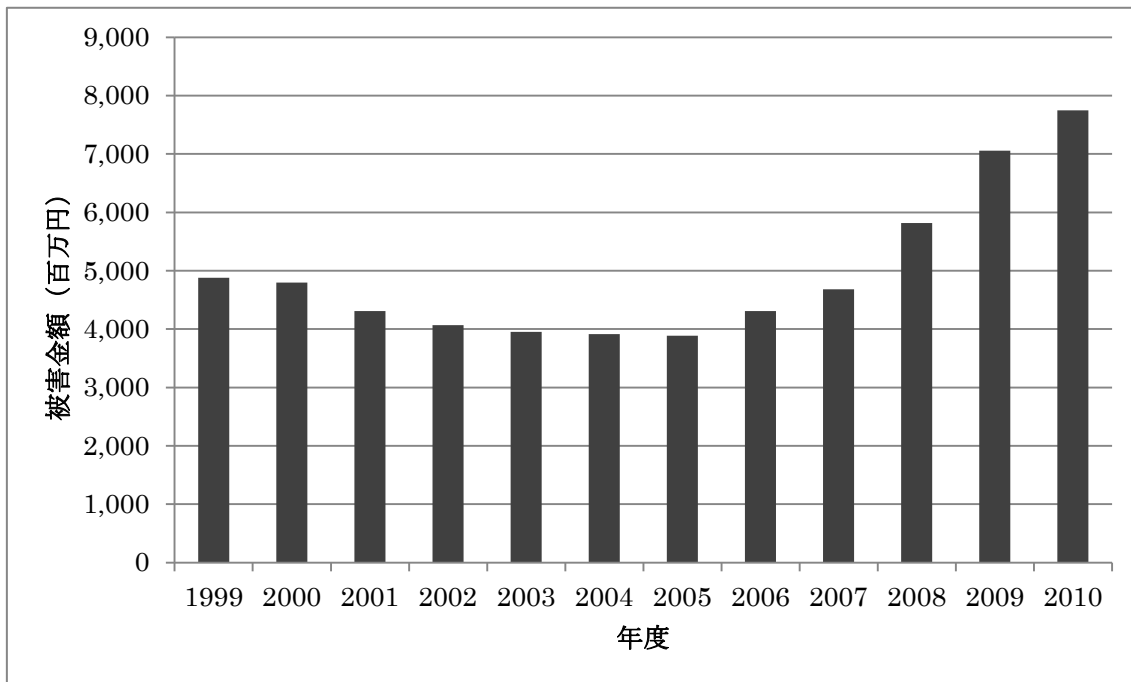


図3 ニホンジカによる農業被害金額の推移 (百万円)
農水省 HP データより作成³

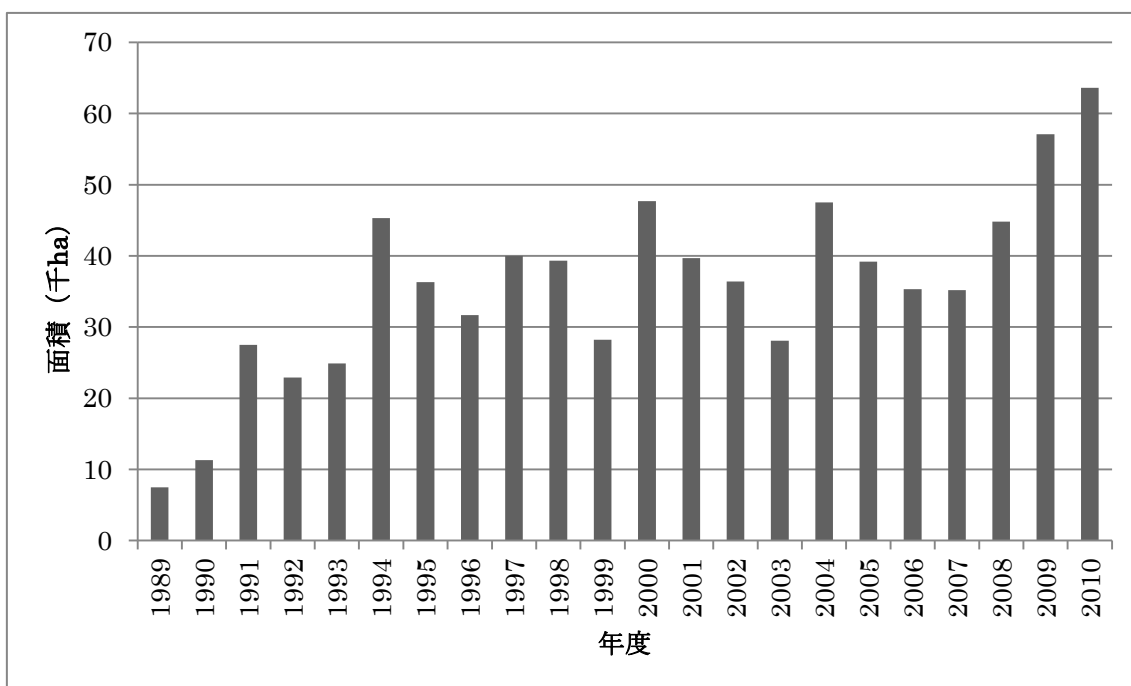


図4 ニホンジカによる農業被害面積の推移 (千 ha)
農水省 HP データより作成³

³ <http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>

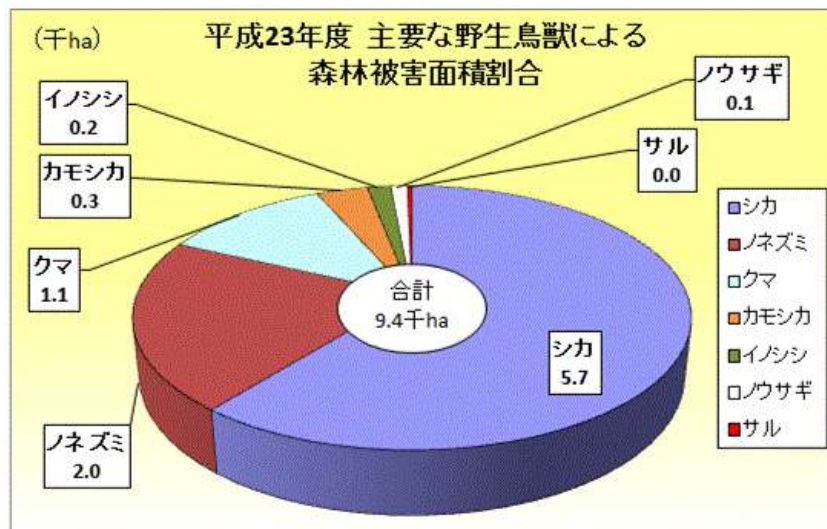


図5 主要な鳥獣による森林被害面積割合
林野庁 HP より⁴

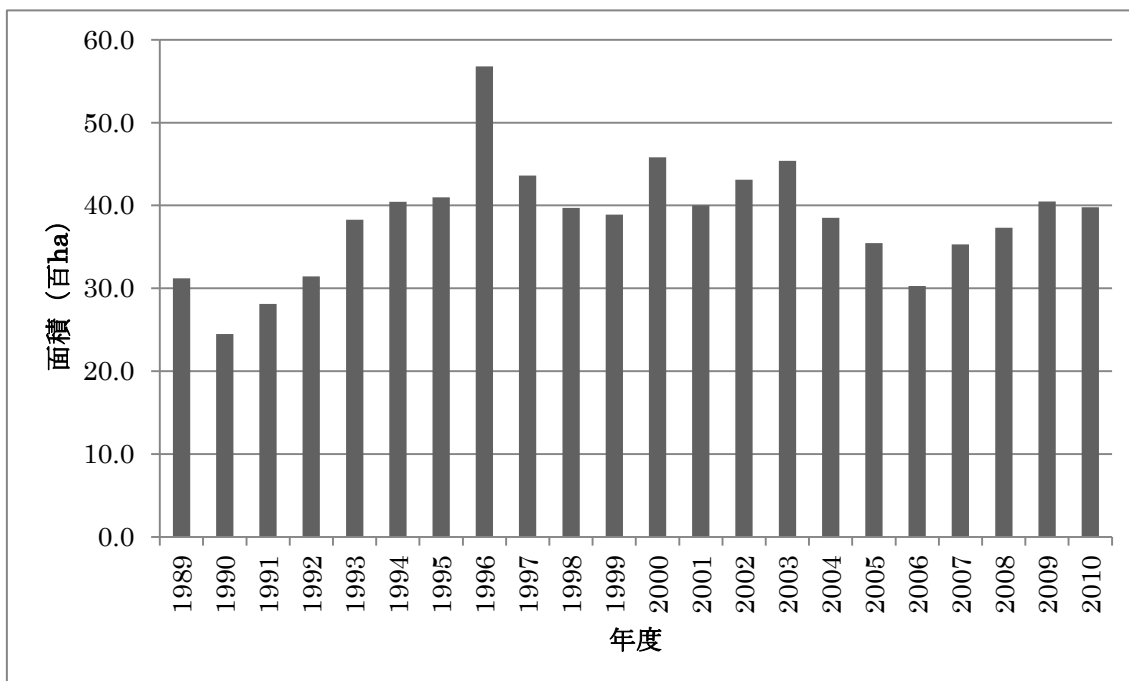


図6 ニホンジカによる林業被害面積の推移 (百 ha)
林野庁 HP データ及び林野庁提供データより作成⁴

⁴ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/tyouju.html>

4. ニホンジカに関連する施策

- 特定鳥獣保護管理計画制度が定められる前にも、ニホンジカの増加に伴う農林業被害等の問題が深刻化していた一部自治体において、任意の計画制度の策定によるメス可猟化が行われた。
- 特定鳥獣保護管理計画制度が定められた翌年に、上記自治体の多くが特定計画を策定。
- 2007年のメスジカの禁猟解除までに多くの自治体で特定計画を策定。
- 2011年度までに、ニホンジカが分布する主要な自治体のすべてで特定計画が策定された。

表2 ニホンジカに関連する施策に関する年表

事項 年	法律改正等	鳥獣保護等の手段		特定鳥獣	
		規制地域の指 定、計画制度等	狩猟免許 制度	ニホンジカ メス可猟化	特定計画策定
平成6 (1994)				北海道、岩手県、 兵庫県、長崎県 (対馬)	
平成8 (1996)				宮崎県	
平成9 (1997)				栃木県、京都府、 大分県	
平成10 (1998)				熊本県	
平成11 (1999)	一部改正	特定鳥獣保護管 理計画制度を創 設	狩猟免許 制度を一部 改正(乙種 (装薬銃) 免状による 丙種猟具 (空気銃 等)の使用)	鹿児島県	
平成11 (1999)	一部改正(地 方分権推進 一括法の制 定に伴う改 正)	鳥獣保護区等 の設定等に 係る都道府 県との役割 分担の明確 化、猟区認 可権限の委 譲		群馬県	
平成12 (2000)				京都府、奈良県、 福岡県	北海道、岩手県、 栃木県、群馬 県、京都府、 兵庫県、奈良 県、福岡県、 長崎県(対馬 ・八郎岳)、 熊本県、大分 県、宮崎県、 鹿児島県

事項年	法律改正等	鳥獣保護等の手段		特定鳥獣	
平成13 (2001)				長野県、三重県、 大阪府、徳島県、 香川県	長野県、三重県、大 阪府、徳島県、香川 県
平成14 (2002)	全部改正(条 文のひらがな 書き口語体 化)	指定猟法禁止区 域制度の創設	障害者の 欠格条項 の見直し	鳥根県、岡山県、 山口県	鳥根県、岡山県、山 口県
平成15 (2003)	施行規則の 改正			神奈川県、広島 県	神奈川県、広島県
平成16 (2004)			地方税法 の改正によ り、狩猟者 登録税と入 猟税が一 本化され、 狩猟税(目 的税)とな る	千葉県、福井県、 山梨県、静岡県、 愛知県	千葉県、福井県、山 梨県、静岡県、愛知 県
平成17 (2005)				東京都、滋賀県、 高知県	東京都、滋賀県、高 知県
平成18 (2006)	一部改正	休猟区における 狩猟の特例 特定猟具使用禁 止、制限区域制 度の創設 鳥獣保護区の保 全事業制度の創 設	網猟免許と わな猟免 許の区分 入猟者承 認制度の 創設	埼玉県	埼玉県
平成19 (2007)	一部改正(鳥 獣被害防止 特措法の制 定に伴う改 正)	環境大臣及び都 道府県知事によ る鳥獣の生息状 況等の調査と活 用		メスジカ禁猟解除	山梨県
平成20 (2008)					宮城県、和歌山県、 愛媛県
平成21 (2009)					
平成22 (2010)					鳥取県
平成23 (2011)					岐阜県

鳥獣保護管理研究会,2008⁵より改変

⁵ 鳥獣保護管理研究会, 2008. 鳥獣保護法の解説. 大成出版. 東京. 669p.

4. ニホンジカの捕獲数

- ニホンジカの捕獲数は増加し続けている。
- 2006年度まではオスの捕獲比率が高かったが、2007年度以降はメスの捕獲比率の方が高くなった(図7)。ただし、2001年度以降、性別不明の捕獲報告が増加し続けている。
- 許可によるニホンジカの捕獲数は、1995年まで狩猟による捕獲の2分の1以下を占めるにすぎなかったが、増加を続け、2010年度には狩猟よりも許可による捕獲数の方が多くなった(図8)。
- 狩猟による捕獲のうち、わなを用いた捕獲数は2000年度以降1割以上を占めるようになり、2010年度には2割を超えた(図9)。

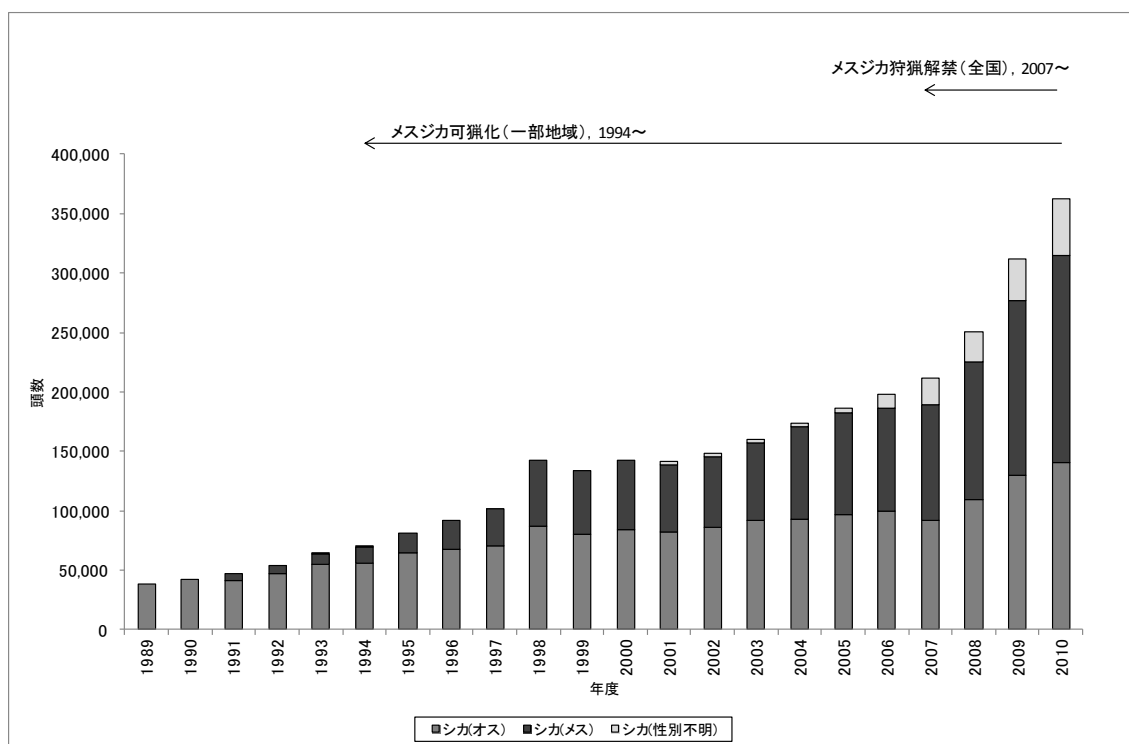


図7 ニホンジカの雌雄別捕獲数
鳥獣関係統計(環境省HP⁶)より作成

⁶ <http://www.sizenken.biodic.go.jp/wildbird/flash/toukei/07toukei.html>

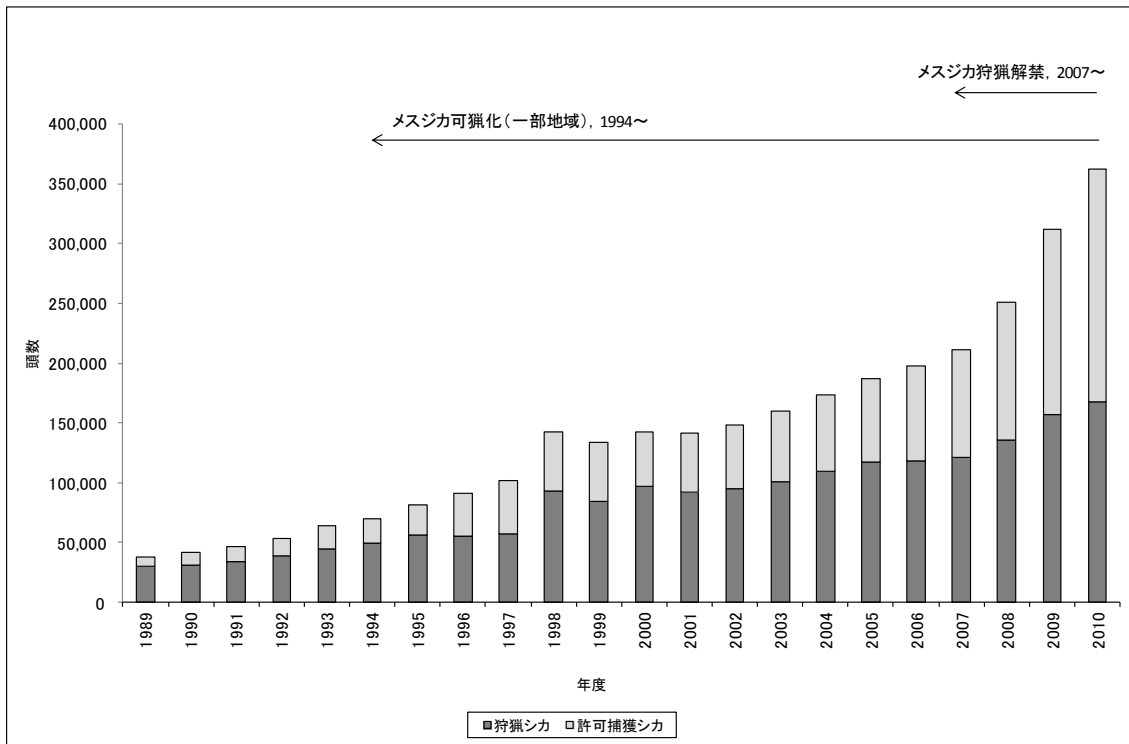


図8 ニホンジカの狩猟、許可捕獲別捕獲数

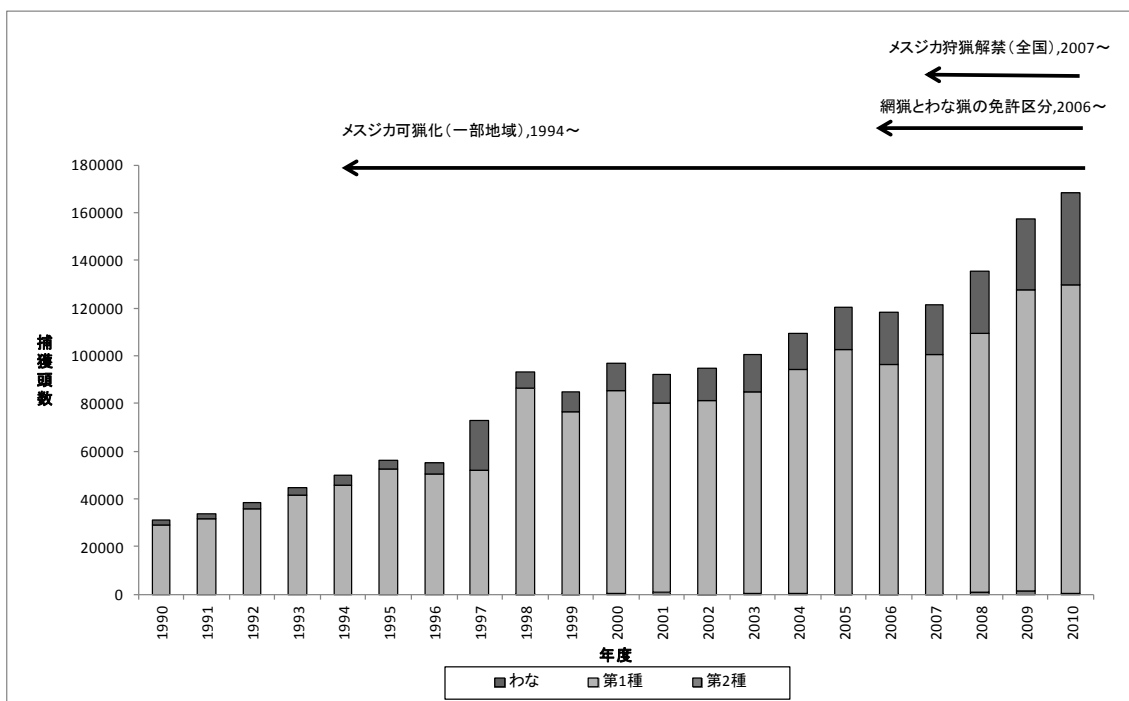


図9 ニホンジカの狩猟における登録種別捕獲頭数

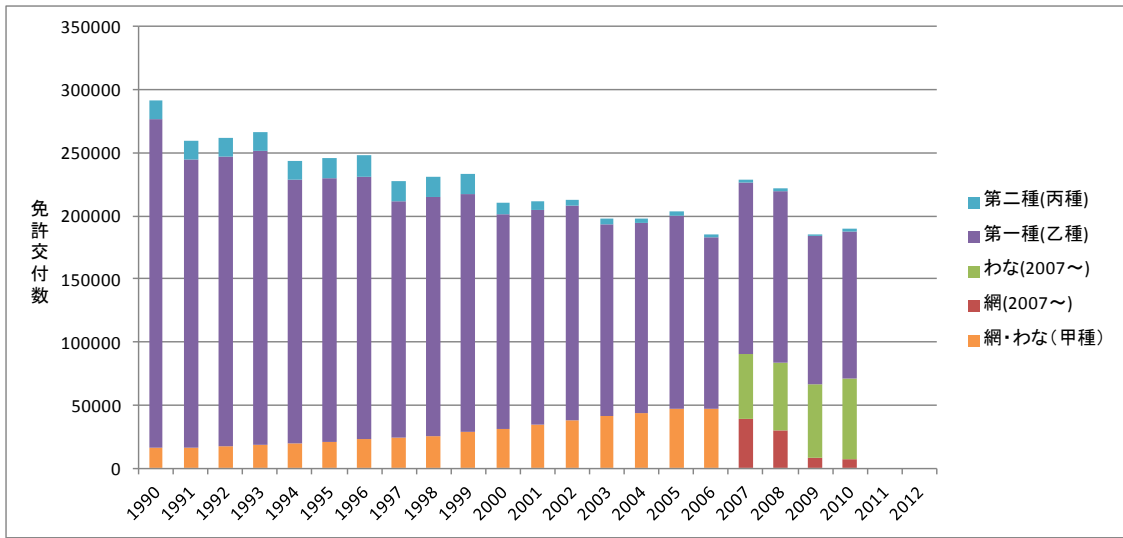


図 10 免許交付数の推移

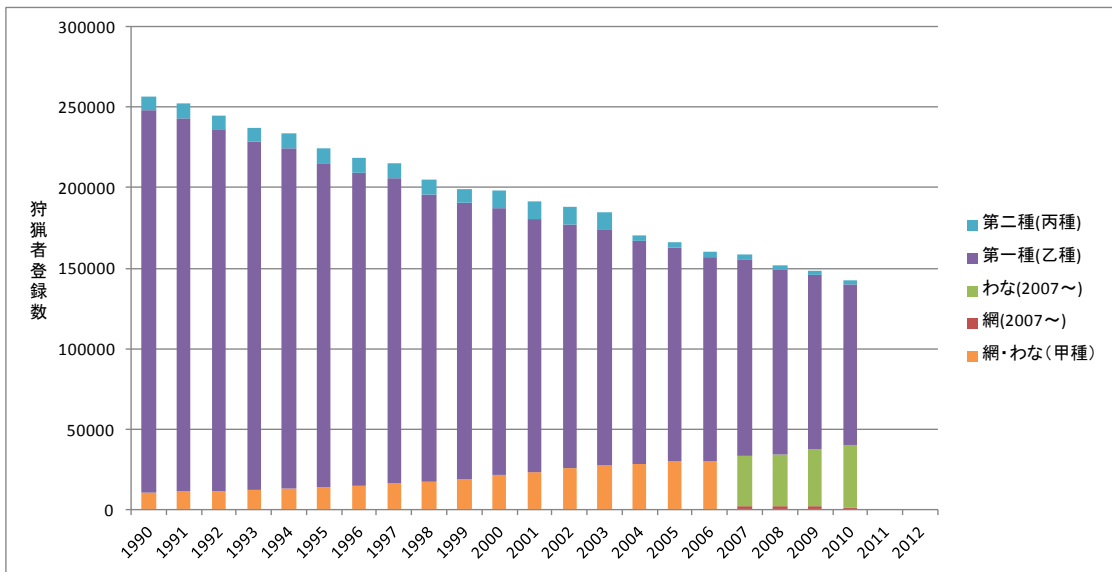


図 11 狩猟者登録数の推移

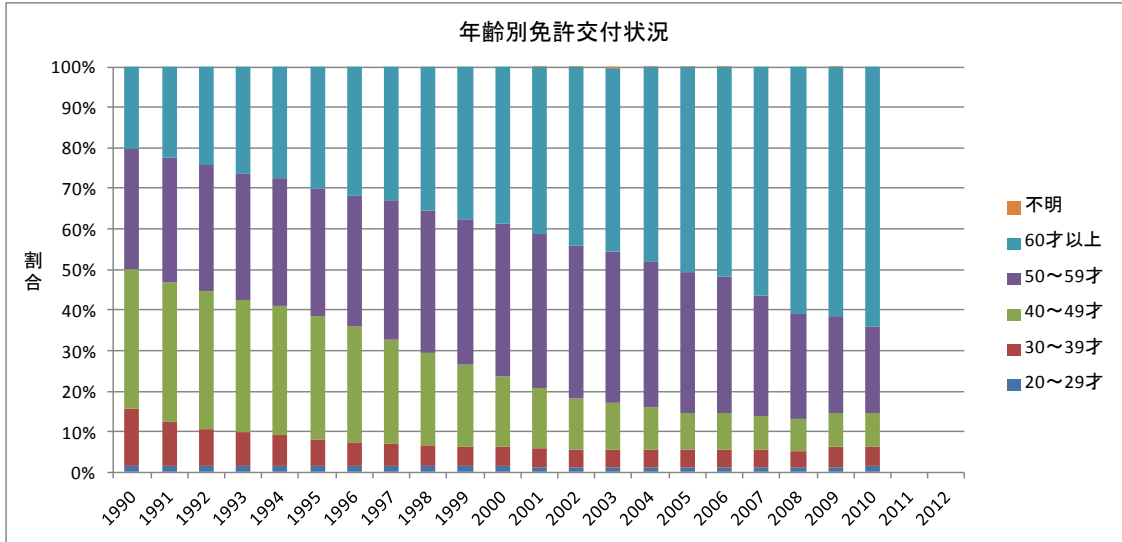


図 1 2 年齢別免許交付数の推移